

67	保健医療局	新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後の保健・医療提供体制維持、段階的移行
事業概要	<p>法的位置付けの変更にあたり、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健医療体制を維持しつつ、段階的に通常の医療体制に移行していくとともに、感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を整備していく。また、改正感染症法に基づき、感染症予防計画の改定や連携協議会の設置等により、感染症発生時の備えを強固なものとしていく。東京iCDCの専門的知見を活かしてより効果的な対策を打ち出し、感染症に対する危機管理能力の向上を図っていく。</p>	
これまでの経過	<p>令和2年 7月 感染症対策部を設置</p> <p><全国一律の方針に基づき実施していく事業></p> <p>○新型コロナウイルスワクチンの接種</p> <p>令和2年12月 (国) 予防接種法及び検疫法の一部改正</p> <p>令和3年 2月 都、区市町村、医師会等による「ワクチンチーム」発足 東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト開設</p> <p>令和3年 3月 東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター開設 医療従事者等向け優先接種開始</p> <p>令和3年 4月 高齢者向け優先接種開始</p> <p>令和3年 6月 企業・大学等の職域接種開始 都の大規模接種会場の運営開始</p> <p>令和3年12月 追加接種（3回目接種）開始</p> <p>令和4年 5月 追加接種（4回目接種）開始</p> <p>令和4年 9月 令和4年秋開始接種開始</p> <p>令和4年12月 感染症法等改正法公布・一部施行により、新型コロナウイルスワクチンは特例臨時接種（附則第7条）から、臨時接種（第6条3項）に位置付けが変更</p> <p>令和5年 5月 令和5年春開始接種開始</p> <p>令和5年 9月 令和5年秋開始接種開始</p> <p>○患者受入体制確保のための病床確保料の補助</p> <p>令和2年 4月 東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業開始（病床確保料の補助）</p> <p>令和5年 5月 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、医療提供体制の移行計画を策定し、最大3,123床の病床を確保</p> <p>○感染症法に基づく医療費の公費負担等</p> <p>令和2年 4月 陽性確定後、宿泊療養・自宅療養期間中に受けた新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等）に関する費用を公費負担 また、感染症法に基づき、入院の勧告・措置による入院期間中の医療に要する費用を公費負担</p> <p>令和5年 5月 コロナ治療薬の薬剤費について、保険適用の上患者自己負担分を公費負担。また、入院医療費について、高額療養費制度の自己</p>	

これまでの経過	負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする。
	<東京モデルとして当面継続すべき事業>
	1 ハイリスク者を守る
	○高齢者施設・障害者施設等への集中的検査
	令和3年 2月 高齢者施設や障害者施設等に対する検査の集中的実施計画を策定。計画に沿って、各施設において、集中的・定期的検査を実施（～3月末）
	令和3年 3月 医療機関（療養病床を有する病院及び精神科病院）を加えた新集中的実施計画を策定。計画に沿って、各施設において、集中的・定期的検査を実施（～6月末）
	令和3年 6月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（7月～当面の間）
	令和4年 1月 集中的実施計画の対象施設に入院重点医療機関を追加。合わせて、同計画の対象施設に通所・訪問系事業所、保育所・小学校等を追加（2月より開始）
	令和4年 4月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（4月～6月末） 集中的実施計画の医療機関の対象を、都内全病院及び有床診療所に拡大（5月より開始）
	令和4年 6月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（7月～10月末）
	令和4年 10月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（11月～3月末）
	令和5年 4月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（4月～5月7日） 5月8日より感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたが、引き続き高齢者などのハイリスク者が利用する施設（高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等）の職員等を対象に集中的・定期的な検査を実施（5月8日～6月末）
	令和5年 6月 集中的実施計画を更新し、引き続き集中的・定期的検査を実施（7月～11月末）
	○高齢者等医療支援型施設の設置・運営
	令和4年 2月 高齢者等医療支援型施設（旧東京女子医大東医療センター）を開設
令和4年 5月 酸素・医療提供ステーション（赤羽）を高齢者等医療支援型施設に転換	
令和4年 7月 高齢者等医療支援型施設（世田谷玉川、渋谷）を追加開設	
令和4年 12月 高齢者等医療支援型施設（足立東和、八王子めじろ台、滝野川）を追加開設、酸素・医療提供ステーション（都民の城）を高齢者等医療支援型施設（青山）に転換、新型コロナウイルス感染症専用医療施設を高齢者等医療支援型施設（府中）に転換	

○宿泊療養施設の設置・運営

- 令和2年 4月 宿泊療養施設の開設
- 令和3年 11月 宿泊療養施設の直接申込窓口を開設
- 令和4年 2月 妊婦支援型宿泊療養施設を開設
- 令和4年 12月 感染拡大時療養施設の一部を宿泊療養施設へ転換
- 令和5年 5月 隔離目的の施設を廃止し、高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設として1か所運営
- 令和5年 9月 高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設を閉所

○東京都新型コロナ相談センター

- 令和5年 5月 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後も、都民からの相談等に対応するため、東京都発熱相談センター、東京都自宅療養者フォローアップセンター、自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）の相談機能を統合した「東京都新型コロナ相談センター」を令和5年5月8日開設

2 コロナとの共生基盤を構築する

○感染症診療協力医療機関等施設・設備整備補助

- 令和4年 7月 令和4年度診療・検査医療機関設備整備事業（診療所）を開始
- 令和4年 12月 令和5年度東京都感染症診療協力医療機関等施設・設備整備費補助事業（病院）（一次募集）を開始
- 令和5年 4月 令和5年度診療・検査医療機関設備整備事業（診療所）（前期）を開始
- 令和5年 7月 令和5年度東京都感染症診療協力医療機関等施設・設備整備費補助事業（病院）（三次募集）を開始
（二次募集は国が感染症検査機関のみを対象としたため該当なし）
- 令和5年 8月 令和5年度外来対応医療機関設備整備事業（診療所）（後期）を開始
（感染症法上の位置付けが5類へ変更になり、令和5年5月8日から診療・検査医療機関は、外来対応医療機関へ移行。）

○PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助

- 令和2年 3月 令和元年度新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助事業開始（民間検査機関の検査機器設備整備費用補助）
- 令和2年 7月 令和2年度新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助事業開始（民間検査機関、大学病院等の検査機器設備整備費用補助）
- 令和4年 7月 令和4年度新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助事業を開始（民間検査機関、大学病院等に加え、新たに、診療・検査医療機関を対象に検査機器設備整備費用補助）
- 令和5年 5月 令和5年度PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助事業を開始（新型コロナウイルス感染症の発熱患者の診療・検査を行う都内の保険医療機関まで対象を拡大し検査機器設備整備費用補助）

これまでの経過	<p>○区市町村との共同による感染拡大防止対策事業</p> <p>令和2年10月 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業を開始（協力金支給補助事業、PCR検査等に要する経費補助事業、保健所の体制強化経費補助事業、普及啓発経費補助事業、その他区市町村独自の取組に対する補助事業）</p> <p>令和3年4月 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業の内容を変更（PCR検査等に要する経費補助事業、保健所の体制強化経費補助事業、その他区市町村独自の取組に対する補助事業）</p>
	<p>○新型コロナウイルス感染症の後遺症対策</p> <p>令和3年3・4月 都立・公社病院に「後遺症相談窓口」を設置</p> <p>令和3年5月 東京iCDCに後遺症タスクフォースを設置</p> <p>令和3年6月 「新型コロナウイルス感染症 後遺症リーフレット」を作成</p> <p>令和4年3月 都立・公社病院の外来を受診したコロナ後遺症患者の症例データ分析を実施</p> <p>令和4年5月 都立・公社病院「コロナ後遺症相談窓口」の相談データ分析を実施</p> <p>令和4年7月 新型コロナウイルス後遺症オンラインセミナーを開催</p> <p>令和4年8月 都内病院の外来を受診したコロナ後遺症患者の症例データ分析を実施</p> <p>令和4年9月 「新型コロナウイルス感染症 後遺症リーフレット」を改訂 新型コロナ後遺症対応医療機関を公表</p> <p>令和4年11月 後遺症オンライン研修会を開催</p> <p>令和5年5月 （後遺症対応医療機関向け）後遺症事例検討会を開催</p> <p>令和5年6月 「新型コロナウイルス後遺症 企業向けリーフレット」を作成 令和5年度第1回後遺症オンライン研修会を開催</p> <p>令和5年9月 保護者向けリーフレット「知っておきたい子供の新型コロナウイルス感染症 後遺症」及び教職員向けハンドブック（デジタルブック）「児童・生徒の支援のための新型コロナウイルス感染症後遺症ハンドブック」を作成</p>
	<p>3 感染拡大時の緊急対応</p>
	<p>○外来対応医療機関休日小児診療促進事業</p> <p>令和4年4月 診療・検査医療機関の休日小児診療促進事業を開始</p> <p>令和5年5月 新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、本事業は令和5年5月7日までを対象とし、以後は感染拡大時に実施 (感染症法上の位置付けが5類へ変更になり、令和5年5月8日から診療・検査医療機関は、外来対応医療機関へ移行。)</p>
	<p>○感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業</p> <p>令和2年2月 新型コロナウイルス感染症が指定感染症となったことから、東京都感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援金交付事業の対象として事業開始</p> <p>令和2年3月 東京都感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援金交付事業の支払対象について、救急搬送された患者または保健所からの依頼があった患者に加えて、直接来院した患者を支払対象に追加</p>

これまで の経過	令和2年 3月	東京都新型コロナウイルス感染症入院患者多床室受入謝金交付事業を開始	
	令和2年 4月	東京都新型コロナウイルス感染症入院患者多床室受入謝金交付事業に代わり、東京都新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関謝金交付事業を開始	
	令和2年 12月	年末年始において受入医療機関に対し謝金額の上乗せを実施	
	令和3年 5月	ゴールデンウィークにおいて、受入医療機関に対し謝金額の上乗せを実施 以後5類移行前までの間、年末年始及びゴールデンウィークにおいて受入医療機関に対し謝金額の上乗せを実施	
	令和3年 10月	入院加療によって症状が改善した患者を転院又は宿泊療養・自宅療養へ移行させた医療機関に対し、人数に応じた加算を開始	
	令和4年 4月	65歳以上で要介護3以上の新型コロナウイルス感染症患者を受入れる医療機関に対して、患者受入医療機関支援事業における謝金に加え、追加加算を開始	
	令和4年 10月	要件を満たす障害者（児）の新型コロナウイルス感染症患者を受入れる医療機関に対して、患者受入医療機関支援事業における謝金に加え、追加加算を開始	
	令和5年 5月	新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、本事業は令和5年5月7日までを対象とし、以後は感染拡大時に実施	
		<平時からの感染症対策の充実強化>	
		○東京iCDCを核とした効果的な感染症対策の推進	
	令和2年 10月	東京感染症対策センター（東京iCDC）を設置	
	令和2年 12月	「新型コロナウイルス感染症 都民向け感染予防ハンドブック」を作成	
		東京iCDCによる変異株スクリーニングを開始	
	令和3年 1月	「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者向けハンドブック」を作成	
	令和3年 4月	国内で初めて検出されたL452R変異株の特徴とスクリーニング状況を報告	
	令和3年 10月	高齢者施設・障害者施設の新型コロナウイルス感染対策事例集を作成	
	令和3年 12月	オミクロン株に対応した変異株PCR検査を開始	
	令和4年 1月	「新型コロナウイルス感染症 自宅療養者向けハンドブック」を改訂、学生寮・部活動集団感染防止チェックリストを作成	
	令和4年 2月	オミクロン株亜種（BA.2系統）に対応した変異株PCR検査を開始	
	令和4年 4月	若者向けコロナ感染予防チェックリストを作成	
	令和4年 5月	オミクロン株の亜系統「BA.5系統」と「BA.2.12.1系統」に対応した変異株PCR検査を開始	
令和4年 6月	高齢者施設・障害者施設における換気のチェックリストを作成		
令和4年 7月	東京iCDC所長の設置及び選任 高齢者施設・障害者施設向けオンライン研修を開催		
令和4年 8月	オミクロン株の亜系統「BA.2.75系統」に対応した変異株PCR検査を開始		

これまでの経過	<p>令和4年10月 オミクロン株の亜系統「XBB系統」等に対応した変異株PCR検査を開始</p> <p>令和4年11月 オミクロン株の亜系統「BN.1系統」に対応した変異株PCR検査を開始</p> <p>令和5年1月 オミクロン株の亜系統「XBB.1.5系統」に対応した変異株PCR検査を開始</p> <p>令和5年7月 約3年の東京iCDCの取組の軌跡をまとめた、「東京iCDC感染症危機への東京発の新たな挑戦 一都の新型コロナ対策を支える専門家の力」を公表</p> <p>○東京都感染症対策連絡会議の設置</p> <p>令和5年5月 新型コロナウイルス感染症の5類移行後、未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して、常時備え、必要な対策を速やかに検討、実施に繋げていくため新たな連絡会議を設置</p> <p>○医療体制戦略ボードの設置</p> <p>令和2年4月 「東京都新型コロナウイルス感染症医療アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を設置</p> <p>令和2年7月 東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議（以下「モニタリング会議」という。）において、アドバイザーによる助言に基づき作成した新型コロナに関する「感染状況・医療提供体制の分析」を公表</p> <p>以降、新型コロナに関する「感染状況・医療提供体制の分析」をモニタリング会議やホームページで毎週公表</p> <p>令和3年12月 「新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード」（以下「新型コロナ戦略ボード」という。）を設置</p> <p>令和5年5月 新型コロナ戦略ボードを「東京都感染症医療体制戦略ボード」に変更。新型コロナの5類移行に伴い、「感染状況・医療提供体制の分析」の項目等を見直し。新型コロナに関するモニタリング分析資料をホームページで毎週公表</p>
現在の進行状況	<p><全国一律の方針に基づき実施していく事業></p> <p>○新型コロナウイルスワクチンの接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村との連携 ワクチンチーム等を通じて情報共有や意見交換を行い、区市町村を支援 ・ワクチン配分 国から示されるワクチン供給数について、区市町村の人口規模や接種状況等を踏まえ、配分率を調整 ・大規模接種会場の運営 ・ワクチンバス（移動式接種会場）の派遣 ・副反応への対応 東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターの運営 東京都新型コロナウイルスワクチン副反応専門診療相談窓口の運営

現在の進行状況

○患者受入体制確保のための病床確保料の補助

5類移行後の確保病床は、症状の重い方や特別な配慮が必要な方に重点化し、病床確保料の補助を実施

《病床の確保状況（令和5年9月末）》

確保病床数 3,123床（うちオミクロン株の特性を踏まえた重症病床 229床）

○感染症法に基づく医療費の公費負担等

コロナ治療薬の薬剤費について、公費負担を継続。

入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円の減額を継続。

<東京モデルとして当面継続すべき事業>

1 ハイリスク者を守る

○高齢者施設・障害者施設等への集中的検査

国の基本的対処方針及び厚生労働省通知に基づき、高齢者などのハイリスク者が利用する高齢者施設等の職員等を対象に集中的・定期的な検査を実施

	検査実施施設延べ数	検査実施件数	陽性件数
令和5年9月30日までの累計	555,333施設	27,789,472件	63,102件

※遡及し実績報告が随時あるため、今後変更する可能性あり

○高齢者等医療支援型施設の設置・運営

高齢者等のハイリスク層を守るため、高齢者等医療支援型施設全8施設を継続

○宿泊療養施設の設置・運営

令和5年9月30日をもって終了

○東京都新型コロナ相談センター

新型コロナや発熱などで不安を抱える方などへの一般相談や医療機関の案内及び自宅療養者からの健康相談等に24時間、土曜日、日曜日、祝日を含む毎日対応

2 コロナとの共生基盤を構築する

○感染症診療協力医療機関等施設・設備整備補助

これまで新型コロナ患者の受入れを行ってこなかった医療機関において、院内感染防止等を図り、感染症患者を受け入れることができるよう、医療機関の施設・設備整備の支援対象を拡充

○PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助

より多くの医療機関で発熱患者への診療・検査が行える体制を確保するため、都内の全ての保険医療機関を対象に、PCR検査等の機器整備を支援

○区市町村との共同による感染拡大防止対策事業

都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組に係る経費を支援

<p>現在の進行状況</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の後遺症対策 後遺症患者の増加や国内外の知見を集積した的確な情報発信の必要性を踏まえ、定期的なオンライン研修会の開催等により、都民や医療従事者等に対する後遺症への理解促進に向けた取組を実施</p> <p>3 感染拡大時の緊急対応</p> <p>○外来対応医療機関休日小児診療促進事業 休日（土日祝日）における小児診療を促進するため、外来対応医療機関が休日に新型コロナウイルス感染症の検査陽性又は感染の疑いがある小児患者の診療等を行った場合に支援 令和5年上期分として、令和5年4月1日から令和5年5月7日までを対象に謝金を交付</p> <p>○感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業 新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる方を都内医療機関が円滑、適切かつ確実に受け入れる体制を確保することを目的として実施 令和5年上期分として、令和5年4月1日から令和5年5月7日までを対象に謝金を交付</p> <p><平時からの感染症対策の充実強化></p> <p>○東京iCDCを核とした効果的な感染症対策の推進 ・東京iCDC専門家ボードに9つの検討チーム（疫学・公衆衛生、感染症診療、検査・診断、リスクコミュニケーション、感染制御、微生物解析、研究開発、人材育成、情報マネジメント）やタスクフォース等を設置し、専門分野ごとに調査・分析や情報発信、人材育成プログラムの策定等を実施 ・病院や高齢者施設等で感染拡大を防止するため、医師や看護師等の専門家からなる感染対策支援チームによる現場への支援を実施</p> <p>○東京都感染症対策連絡会議の設置 感染状況等、必要に応じて連絡会議を開催（開催時期：令和5年5月・6月・7月・8月・9月） 議題：梅毒、麻しん、新型コロナ、ヘルパンギーナ、インフルエンザ等</p> <p>○医療体制戦略ボードの設置 5類移行後も、新型コロナウイルスの感染動向や医療提供体制の負荷を把握するとともに、新たな変異株の発生等の監視を行うなど、専門家によるモニタリング分析を継続 新型コロナに関するモニタリング分析資料をホームページで毎週公表</p>
<p>今後の見通し</p>	<p><全国一律の方針に基づき実施していく事業></p> <p>○新型コロナウイルスワクチンの接種 令和5年秋開始接種の促進を図る。 ワクチン接種の円滑な実施に向け、区市町村や医師会等関係団体と連携し、区市町村が行う事業について、課題の共有や意見交換を行うなど、必要な支援を行っていく。</p>

<p>今後の見直し</p>	<p>○患者受入体制確保のための病床確保料の補助 確保病床によらず、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを基本としつつ、冬の感染拡大を想定し、国の方針に基づき、対象・期間を重点化した上で病床確保を実施する。</p> <p>○感染症法に基づく医療費の公費負担等 令和5年10月以降は、コロナ治療薬の薬剤費について、一定の自己負担を求めた上で医療費の公費負担を継続。自己負担額の上限は、1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3千円、2割の方で6千円、3割の方で9千円。入院医療費は、高額療養費制度の自己負担額から原則1万円を減額。</p> <p><東京モデルとして当面継続すべき事業> 1 ハイリスク者を守る</p> <p>○高齢者施設・障害者施設等への集中的検査 高齢者などのハイリスク者が利用する施設（高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等）の職員等を対象に、引き続き、集中的・定期的な検査を実施</p> <p>○高齢者等医療支援型施設の設置・運営 高齢者等のハイリスク層を守るため、継続（感染状況等に応じて柔軟に運用）</p> <p>○東京都新型コロナ相談センター 引き続き、相談センターを運営する。</p> <p>2 コロナとの共生基盤を構築する</p> <p>○感染症診療協力医療機関等施設・設備整備補助、PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業 引き続き、補助事業を行っていく。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の後遺症対策 後遺症への理解促進に向けて、引き続き、都民や医療従事者等に対して、後遺症に関する情報提供等を行っていく。</p> <p>3 感染拡大時の緊急対応</p> <p>○外来対応医療機関休日小児診療促進事業、感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業 感染拡大時に事業実施を行っていく。</p> <p><平時からの感染症対策の充実強化></p> <p>○東京iCDCを核とした効果的な感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京iCDCの専門的分析・助言等を踏まえながら、サーベイランス、検査、疫学調査、医療、情報発信等の諸施策を効果的に実施していく。 ・都の効果的な感染症対策の実施支援に向けて、東京iCDCの活動を新型コロナから感染症全般へ広げるべく、感染症全般に対しての庁内所管部署との連携強化に取り組む。
---------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>○東京都感染症対策連絡会議の設置 感染状況に留意が必要な場合や医療提供体制の拡充等の検討が必要な場合等に、連絡会議を開催</p> <p>○医療体制戦略ボードの設置 引き続き新型コロナウイルスのモニタリング分析を実施し、モニタリング分析資料をホームページで公表</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>保健医療局 感染症対策部 計画課、調査・分析課、防疫課、医療体制整備第一課、医療体制整備第二課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4535、 4254、4381、 4543、5906、 5890、4479、 4302、7045、 7048、5987、4320</p>